

改 正	現 行	摘 要
<p data-bbox="231 556 1320 632">設計業務等標準積算基準</p> <p data-bbox="549 821 1003 884">令和 7 年 10 月</p> <p data-bbox="442 1215 1107 1266">令和 8 年 5 月 一部改定(第 1 回)</p> <p data-bbox="537 1640 1018 1696">山梨県 県土整備部</p>	<p data-bbox="1457 556 2546 632">設計業務等標準積算基準</p> <p data-bbox="1774 821 2228 884">令和 7 年 10 月</p> <p data-bbox="1760 1631 2240 1690">山梨県 県土整備部</p>	<p data-bbox="2626 264 2680 289">表紙</p>

(R7)

改 正	現 行	備 考
<p>第 1 章 測量業務積算基準</p> <p>第 1 節 測量業務積算基準</p> <p>1-3 測量業務費</p> <p>1-3-2 測量業務費構成費目の内容</p> <p>1. 測量作業費</p> <p>(2) 間接測量費</p> <p>間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。</p> <p>また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。</p> <p>なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。</p>	<p>第 1 章 測量業務積算基準</p> <p>第 1 節 測量業務積算基準</p> <p>1-3 測量業務費</p> <p>1-3-2 測量業務費構成費目の内容</p> <p>1. 測量作業費</p> <p>(2) 間接測量費</p> <p>間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（追加）である。</p> <p style="text-align: center;">（追加）</p> <p>なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。</p>	

第9節 現地測量

9-1-2 現地測量 (1) 標準歩掛等

標準作業量	作業工程	所要日数					内外業の別	編成					計	延人日数					計			
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員				
縮尺 1/500 0.1km ²	作業計画	0.3	0.2	0.2			内	1	1	1			3	0.3	0.2	0.2					0.7	
	細部測量		6.1	9.4	8.2		外		1	1	1			3	6.1	9.4	8.2					23.7
				3.1			内			1				1		3.1						
	数値編集		1.5	3.5			内		1	1				2	1.5	3.5						5.0
	数値地形図データ ファイルの作成		1.4	1.2			内		1	1				2	1.4	1.2						2.6
	内	外業計		6.1	9.4	8.2		外							6.1	9.4	8.2					23.7
	訳	内業計	0.3	3.1	8.0			内							0.3	3.1	8.0					11.4
	合 計	0.3	9.2	17.4	8.2									0.3	9.2	17.4	8.2					35.1

(注) 1. 本表はトータルステーションを用いた細部測量を行う場合に適用するものとし、GNSS測量機等を用いた細部測量を行う場合には別途計上する。

2. 本表は耕地、平地部の標準作業歩掛である。項目「作業計画」については、1業務あたりの人工数と、作業量に基づく人工数を加えて積算するものとする。

3. 9-1-2 現地測量については、作業量の補正にあたり、本表の標準歩掛に対して下記補正式により算出した補正係数を乗じて求めるものとする。
 なお、補正係数 (y/100) は **小数第2位 (小数第3位を四捨五入する)** まで算出する。
 ただし、この式の適用範囲は0.2km²以下とし、適用範囲を超えるものについては別途計上する。
 作業量補正式 $y = 718.95 \times A + 28.105$ (%)
 A : 作業量 (km²)

4. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。

5. 地域、地形、縮尺の異なる場合は変化率表を使用するものとする。

6. 基準点測量 (基準点の設置) は、別途計上する。

7. 機械経費、通信運搬費等、材料費については「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

8. 本歩掛の作業計画は、公共測量作業規程第113条に基づき、工程別に作成するものである。

第9節 現地測量

9-1-2 現地測量 (1) 標準歩掛等

標準作業量	作業工程	所要日数					内外業の別	編成					計	延人日数					計			
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員				
縮尺 1/500 0.1km ²	作業計画	0.3	0.2	0.2			内	1	1	1			3	0.3	0.2	0.2					0.7	
	細部測量		6.1	9.4	8.2		外		1	1	1			3	6.1	9.4	8.2					23.7
				3.1			内			1				1		3.1						
	数値編集		1.5	3.5			内		1	1				2	1.5	3.5						5.0
	数値地形図データ ファイルの作成		1.4	1.2			内		1	1				2	1.4	1.2						2.6
	内	外業計		6.1	9.4	8.2		外							6.1	9.4	8.2					23.7
	訳	内業計	0.3	3.1	8.0			内							0.3	3.1	8.0					11.4
	合 計	0.3	9.2	17.4	8.2									0.3	9.2	17.4	8.2					35.1

(注) 1. 本表はトータルステーションを用いた細部測量を行う場合に適用するものとし、GNSS測量機等を用いた細部測量を行う場合には別途計上する。

2. 本表は耕地、平地部の標準作業歩掛である。項目「作業計画」については、1業務あたりの人工数と、作業量に基づく人工数を加えて積算するものとする。

3. 9-1-2 現地測量については、作業量の補正にあたり、本表の標準歩掛に対して下記補正式により算出した補正係数を乗じて求めるものとする。
 なお、補正係数 (y/100) は **小数第2位 (小数第3位四捨五入)** まで算出する。
 ただし、この式の適用範囲は0.2km²以下とし、適用範囲を超えるものについては別途計上する。
 作業量補正式 $y = 718.95 \times A + 28.105$ (%)
 A : 作業量 (km²)

4. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。

5. 地域、地形、縮尺の異なる場合は変化率表を使用するものとする。

6. 基準点測量 (基準点の設置) は、別途計上する。

7. 機械経費、通信運搬費等、材料費については「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

8. 本歩掛の作業計画は、公共測量作業規程第113条に基づき、工程別に作成するものである。

(R7)

改 正	現 行	備 考
<p>第 1 章 地質調査積算基準</p> <p>第 1 節 地質調査積算基準</p> <p>1-2 地質調査業務費</p> <p>1-2-2 地質調査業務費構成費目の内容</p> <p>(1) 一般調査業務費</p> <p>1) 純調査費</p> <p>(ハ) 業務管理費</p> <p>業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用、事務職員の人件費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）を含む。</p> <p>また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。</p> <p>なお業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。</p> <p>また、業務管理費は諸経费率算定の対象額としない。</p>	<p>第 1 章 地質調査積算基準</p> <p>第 1 節 地質調査積算基準</p> <p>1-2 地質調査業務費</p> <p>1-2-2 地質調査業務費構成費目の内容</p> <p>(1) 一般調査業務費</p> <p>1) 純調査費</p> <p>(ハ) 業務管理費</p> <p>業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用、事務職員の人件費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（追加）を含む。</p> <p style="text-align: center;">（追加）</p> <p>なお業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。</p> <p>また、業務管理費は諸経费率算定の対象額としない。</p>	

第2章 地質調査標準歩掛等

第2節 機械ボーリング（土質ボーリング・岩盤ボーリング）

2-1 せん孔作業

2-1-4 適用に当たっての留意事項

2. 地質調査の土質・岩分類

地質調査の土質・岩分類は下表を標準とする。

表2. 1. 5 土質・岩分類

土質・岩分類	土質分類及びボーリング掘進状況	地山弾性波速度 (km/sec)	一軸圧縮強度 (N/mm ²)
粘土・シルト	ML, MH, CL, CH, OL, OH, OV, VL, VH ₁ , VH ₂	—	—
砂・砂質土	S, S-G, S-F, S-FG, SG, SG-F, SF, SF-G, SFG	—	—
礫混り土砂	G, G-S, G-F, G-FS, GS, GS-F, GF, GF-S, GFS	—	—
玉石混り土砂	—	—	—
固結シルト・固結粘土	—	—	—
軟 岩	マルクワンで容易に掘進できる岩盤	2.5以下	30以下
中硬岩	マルクワンでも掘進できるがダイヤモンドビットの方がコア採取率が良い岩盤	2.5超3.5以下	30～80
硬 岩	ダイヤモンドビットを使用しないと掘進困難な岩盤	3.5超4.5以下	80～150
極硬岩	ダイヤモンドビットのライフが短い岩盤	4.5超	150～180
破砕帯	ダイヤモンドビットの摩耗が特に激しく、崩壊が著しくコア詰まりの多い岩盤	—	—

上表の分類は、地盤材料の工学的分類法（小分類）による。

- 水源までの距離が20m未満の場合の給水費は含むものとする。
- 運搬費、仮設費、宿泊費等は別途計上する。
- 標準貫入試験及びサンプリング等の延長も掘削延長に含むものとする。
- 保孔材料、**試料箱（コア箱）**等は含むものとする。
- 泥水処理費用等が必要な場合は別途計上する。
- 採取方法及び採取深度を決定するために先行ボーリングを実施する場合は、別途箇所数を計上する。

第2章 地質調査標準歩掛等

第2節 機械ボーリング（土質ボーリング・岩盤ボーリング）

2-1 せん孔作業

2-1-4 適用に当たっての留意事項

2. 地質調査の土質・岩分類

地質調査の土質・岩分類は下表を標準とする。

表2. 1. 5 土質・岩分類

土質・岩分類	土質分類及びボーリング掘進状況	地山弾性波速度 (km/sec)	一軸圧縮強度 (N/mm ²)
粘土・シルト	ML, MH, CL, CH, OL, OH, OV, VL, VH ₁ , VH ₂	—	—
砂・砂質土	S, S-G, S-F, S-FG, SG, SG-F, SF, SF-G, SFG	—	—
礫混り土砂	G, G-S, G-F, G-FS, GS, GS-F, GF, GF-S, GFS	—	—
玉石混り土砂	—	—	—
固結シルト・固結粘土	—	—	—
軟 岩	マルクワンで容易に掘進できる岩盤	2.5以下	30以下
中硬岩	マルクワンでも掘進できるがダイヤモンドビットの方がコア採取率が良い岩盤	2.5超3.5以下	30～80
硬 岩	ダイヤモンドビットを使用しないと掘進困難な岩盤	3.5超4.5以下	80～150
極硬岩	ダイヤモンドビットのライフが短い岩盤	4.5超	150～180
破砕帯	ダイヤモンドビットの摩耗が特に激しく、崩壊が著しくコア詰まりの多い岩盤	—	—

上表の分類は、地盤材料の工学的分類法（小分類）による。

- 水源までの距離が20m未満の場合の給水費は含むものとする。
- 運搬費、仮設費、宿泊費等は別途計上する。
- 標準貫入試験及びサンプリング等の延長も掘削延長に含むものとする。
- 保孔材料、**標本箱**等は含むものとする。
- 泥水処理費用等が必要な場合は別途計上する。
- 採取方法及び採取深度を決定するために先行ボーリングを実施する場合は、別途箇所数を計上する。

第4節 軟弱地盤技術解析

4-1 軟弱地盤技術解析積算基準

4-1-4 業務内容

(1) 解析計画

業務遂行のための作業工程計画・人員計画の作成，解析の基本条件の整理・検討（検討土層断面の設定，土質試験結果の評価を含む），業務打合せのための資料作成等を行うものである。

(2) 現地踏査

現地状況を把握するために行う。

(3) 現況軟弱地盤の解析

1) 地盤の破壊に係る検討

設定された土質定数，荷重（地震時含む）等の条件に基づき，すべり計算（基礎地盤の圧密に伴う強度増加の検討を含む）等を実施して地盤のすべり破壊に対する安全率を算定する。

2) 地盤の変形に係る検討

設定された土質定数，荷重等の条件に基づき，簡易的手法によって地盤内発生応力を算定し，地盤変形量（側方流動，地盤隆起，仮設構造物等の変位等及び既設構造物への影響検討を含む）を算定する。

3) 地盤の圧密沈下に係る検討

設定された土質定数，荷重等の条件に基づき，地中鉛直増加応力を算定し，即時沈下量，圧密沈下量，各圧密度に対する沈下時間を算定する。

4) 地盤の液状化に係る検討

広範囲の砂質地盤を対象に土質定数及び地震時条件に基づき，液状化強度，地震時剪断応力比から，液状化に対する抵抗率FL値を求め，液状化判定を行う。

(4) 検討対策工法の選定

当該地質条件，施工条件に対して適用可能な軟弱地盤対策工法を抽出し，各工法の特長・経済性を概略的に比較検討の上，詳細な安定計算等を実施する対象工法を1つ又は複数選定する。

第4節 軟弱地盤技術解析

4-1 軟弱地盤技術解析積算基準

4-1-4 業務内容

(1) 解析計画

業務遂行のための作業工程計画・人員計画の作成，解析の基本条件の整理・検討（検討土層断面の設定，土質試験結果の評価を含む），業務打合せのための資料作成等を行うものである。

(2) 現地踏査

現地状況を把握するために行う。

(3) 現況軟弱地盤の解析

1) 地盤の破壊に係る検討

設定された土質定数，荷重（地震時含む）等の条件に基づき，すべり計算（基礎地盤の圧密に伴う強度増加の検討を含む）等を実施して地盤のすべり破壊に対する安全率を算定する。

2) 地盤の変形に係る検討

設定された土質定数，荷重等の条件に基づき，簡易的手法によって地盤内発生応力を算定し，地盤変形量（側方流動，地盤隆起，仮設構造物等の変位等及び既設構造物への影響検討を含む）を算定する。

3) 地盤の圧密沈下に係る検討

設定された土質定数，荷重等の条件に基づき，地中鉛直増加応力を算定し，即時沈下量，圧密沈下量，各圧密度に対する沈下時間を算定する。

4) 地盤の液状化に係る検討

広範囲の地質地盤を対象に土質定数及び地震条件に基づき，液状化強度，地震時剪断応力比から，液状化に対する抵抗率FLを求め，判定を行う。

(4) 検討対策工法の選定

当該地質条件，施工条件に対して適用可能な軟弱地盤対策工法を抽出し，各工法の特長・経済性を概略的に比較検討のうえ，詳細な安定計算等を実施する対象工法を1つ又は複数選定する。

(R7)

改 正	現 行	備 考
<p>第 1 章 土木設計業務等積算基準</p> <p>第 1 節 土木設計業務等積算基準</p> <p>1-2 業務委託料</p> <p>2. 業務委託料構成費目の内容</p> <p>(1) 直接原価</p> <p>1) 直接人件費 直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。</p> <p>2) 直接経費（積上計上分） 直接経費は、業務処理に必要な経費とする。 直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。</p> <p>① 旅費交通費 ② 電子成果品作成費 ③ 電子計算機使用料及び機械器具損料 ④ 特許使用料 等</p> <p>3) 直接経費（積上計上するものを除く） 直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。 なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。</p> <p>(2) 間接原価</p> <p>1) 間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）とする。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。</p> <p>(3) 業務原価 業務原価は直接原価及び間接原価からなる。</p> <p>(4) 一般管理費等 業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。</p> <p>1) 一般管理費 一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>2) 付加利益 付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息および割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。</p>	<p>第 1 章 土木設計業務等積算基準</p> <p>第 1 節 土木設計業務等積算基準</p> <p>1-2 業務委託料</p> <p>2. 業務委託料構成費目の内容</p> <p>イ 直接原価</p> <p>(イ) 直接人件費 直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。</p> <p>(ロ) 直接経費（積上計上分） 直接経費は、業務処理に必要な経費とする。 直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。</p> <p>a 旅費交通費 b 電子成果品作成費 c 電子計算機使用料及び機械器具損料 d 特許使用料 等</p> <p>(ハ) 直接経費（積上計上するものを除く） 直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。 なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。</p> <p>ロ 間接原価</p> <p>(イ) 間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）（追加）とする。</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p> <p>ハ 一般管理費等 業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。</p> <p>(イ) 一般管理費 一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>(ロ) 付加利益 付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息および割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。</p>	

1-3 業務委託料の積算

1. 建設コンサルタントに委託する場合

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算する。

$$\begin{aligned} \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [\{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} \\ &\quad + (\text{一般管理費等})] \times \{ 1 + (\text{消費税率}) \} \end{aligned}$$

(2) 各構成要素の算定

1) 直接人件費

設計業務等に従事する者の人件費とする。なお、名称およびその基準日額は別途定める。

2) 直接経費

直接経費は、1-2の2. (1) 2) の各項目について必要額を積算するものとし、旅費交通費については業務にかかる旅費交通費を計上する。

1-2の2. (1) 2) の各項目以外の必要額については、その他原価として計上する。

3) その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

4) 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

5) 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

$$\begin{aligned} \text{消費税相当額} &= [\{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} \\ &\quad + (\text{一般管理費等})] \times (\text{消費税率}) \end{aligned}$$

1-3 業務委託料の積算

1. 建設コンサルタントに委託する場合

イ 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算する。

$$\begin{aligned} \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [\{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} \\ &\quad + (\text{一般管理費等})] \times \{ 1 + (\text{消費税率}) \} \end{aligned}$$

ロ 各構成要素の算定

イ) 直接人件費

設計業務等に従事する者の人件費とする。なお、名称およびその基準日額は別途定める。

ロ) 直接経費

直接経費は、1-2の2. イ(ロ) の各項目について必要額を積算するものとし、旅費交通費については業務にかかる旅費交通費を計上する。

1-2の2. イ(ロ) の各項目以外の必要額については、その他原価として計上する。

ハ) その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

ニ) 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

ホ) 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

$$\begin{aligned} \text{消費税相当額} &= [\{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} \\ &\quad + (\text{一般管理費等})] \times (\text{消費税率}) \end{aligned}$$

第12節 電線共同溝（C・C・Box）設計

12-1 電線共同溝（C・C・Box）予備設計

12-1-1 標準歩掛

本歩掛は、既存の関連資料をもとに最適な構造、線形、施工方法の選定を行う設計で、設計延長が0.75km超～1.0km以下、設計地域が市街地（D I D地区）の場合を標準とする。設計延長等条件が異なる場合は、割増率等により標準歩掛を補正するものとする。

なお、適用範囲は4kmまでとする。

（1箇所当り）

区 分	職 種	直 接 人 件 費					
		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
設 計 計 画		1.0	1.0	1.5	1.5	1.5	
現 地 踏 査			1.5	1.0	0.5	0.5	1.5
設計条件の整理検討			1.0	1.5	1.5	1.5	1.5
平面・縦断線形設計			1.0	1.5	2.0	2.0	1.5
管 路 部 設 計				1.5	1.5	1.5	0.5
特 殊 部 設 計				1.5	2.0	0.5	0.5
地上機器部設計				1.0	1.0	0.5	0.5
概算工事費算出				1.0	1.5	1.5	1.0
関係機関との協議用資料作成			1.0	1.0	2.0	2.5	2.0
照 査			1.5	1.0	1.0		
報 告 書 作 成			1.0	2.0	2.5	2.0	1.0
計		1.0	8.0	14.5	17.0	14.0	10.0

(注) 1. 本歩掛の適用範囲は原形復旧までとする。歩道等の景観を考慮した設計を行う場合は別途計上する。

2. 仮設構造物設計は標準歩掛に含まれる。

3. 設計場所の異なる場所を同時に設計する場合には、各々の場所毎に上記標準歩掛を適用し補正するものとする。

4. 本歩掛における設計延長とは、電線共同溝を設置する道路延長とし、両側歩道に設置する場合は道路延長×2のように計上する。

第12節 電線共同溝（C・C・Box）設計

12-1 電線共同溝（C・C・Box）予備設計

12-1-1 標準歩掛

本歩掛は、既存の関連資料をもとに最適な構造、線形、施工方法の選定を行う設計で、設計延長が0.75km超～1.0km以下、設計地域が市街地（D I D地区）の場合を標準とする。設計延長等条件が異なる場合は、割増率等により標準歩掛を補正するものとする。

なお、適用範囲は4kmまでとする。

（1箇所当り）

区 分	職 種	直 接 人 件 費					
		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
設 計 計 画		1.0	1.0	1.5	1.5	1.5	
現 地 踏 査			1.5	1.0	0.5	0.5	1.5
設計条件の整理検討			1.0	1.5	1.5	1.5	1.5
平面・縦断線形設計			1.0	1.5	2.0	2.0	1.5
管 路 部 設 計				1.5	1.5	1.5	0.5
特 殊 部 設 計				1.5	2.0	0.5	0.5
地上機器部設計				1.0	1.0	0.5	0.5
概算工事費算出				1.0	1.5	1.5	1.0
関係機関との協議用資料作成			1.0	1.0	2.0	2.5	2.0
照 査			1.5	1.0	1.0		
報 告 書 作 成			1.0	2.0	2.5	2.0	1.0
計		1.0	8.0	14.5	17.0	14.0	10.0

(注) 1. 本歩掛の適用範囲は原形復旧までとする。歩道等の景観を考慮した設計を行う場合は別途計上する。

2. 仮設構造物設計は標準歩掛に含まれる。

3. 設計場所の異なる場所を同時に設計する場合には、各々の場所毎に上記標準歩掛を適用し補正するものとする。

4. 設計延長とは、電線共同溝の実延長をいい、両側歩道に設置する場合には、道路延長×2のように計上する。

(R7)

改 正	現 行	備 考																																																																																																																																																																																																																																						
<p>12-2 電線共同溝（C・C・Box）詳細設計</p> <p>12-2-1 標準歩掛</p> <p>本歩掛は、予備設計成果に基づいて工事に必要な詳細構造の設計を行う詳細設計で、設計延長が0.7km超～1.0km以下、設計地域が市街地（D I D地区）の場合を標準歩掛とする。設計延長等条件が異なる場合は、割増率等により標準歩掛を補正するものとする。</p> <p>なお、適用範囲は4km以下とする。</p> <p>(1) 全体設計</p> <p style="text-align: right;">(1箇所当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">職 種</th> <th colspan="6">直 接 人 件 費</th> </tr> <tr> <th>技師長</th> <th>主任技師</th> <th>技師(A)</th> <th>技師(B)</th> <th>技師(C)</th> <th>技術員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設 計 計 画</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">全 体 設 計</td> <td>現 地 踏 査</td> <td></td> <td>0.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計条件の整理検討</td> <td></td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.5</td> <td>0.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>平面・縦断線形設計</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>2.0</td> <td>3.0</td> <td>3.0</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>数 量 計 算</td> <td></td> <td></td> <td>1.5</td> <td>3.0</td> <td>3.5</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>管 路 部 設 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1.5</td> <td>2.5</td> <td>2.5</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>特 殊 部 設 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2.5</td> <td>2.5</td> <td>2.5</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>地 上 機 器 部 設 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>施 工 計 画</td> <td></td> <td></td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.5</td> <td>0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関 係 機 関 と の 協 議 用 資 料 作 成</td> <td></td> <td></td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>照 査</td> <td></td> <td></td> <td>1.0</td> <td>1.5</td> <td>3.0</td> <td>3.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報 告 書 作 成</td> <td></td> <td></td> <td>1.0</td> <td>2.0</td> <td>2.5</td> <td>0.5</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>8.0</td> <td>18.5</td> <td>26.0</td> <td>20.5</td> <td>22.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 本歩掛の適用範囲は原形復旧までとする。歩道等の景観を考慮した設計を行う場合は別途計上する。 2. 応力計算を必要としない掘削深さ 2.0m程度の仮設構造物設計は施工計画に含むものとする。 3. 応力計算を伴う管路部、特殊部、地上機器部、仮設構造物の各設計を行う場合は、(2)各部設計を必要により計上するものとする。 4. 予備設計成果がない場合は標準歩掛の補正により補正し積算するものとする。 5. 河川横断、橋梁添架が伴う設計は、その箇所毎に別途計上する。 6. 設計場所の異なる場所を同時に設計する場合には、各々の場所毎に上記標準歩掛を適用し補正するものとする。 7. 本歩掛における設計延長とは、電線共同溝を設置する道路延長とし、両側歩道に設置する場合は道路延長×2のように計上する。 8. 電子計算機使用料は、直接経費として直接人件費の2%を計上する。 9. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。</p>	区 分	職 種	直 接 人 件 費						技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	設 計 計 画		1.0	1.0	1.0	1.0	0.5		全 体 設 計	現 地 踏 査		0.5	1.5	1.0	0.5		設計条件の整理検討		1.5	1.0	1.5	0.5	1.0	平面・縦断線形設計		1.0	2.0	3.0	3.0	3.5	数 量 計 算			1.5	3.0	3.5	5.0	管 路 部 設 計				1.5	2.5	2.5	3.5	特 殊 部 設 計				2.5	2.5	2.5	4.5	地 上 機 器 部 設 計				2.0	2.0	2.0	1.5	施 工 計 画			1.0	1.0	1.5	0.5		関 係 機 関 と の 協 議 用 資 料 作 成			1.0	1.0	2.5	1.5	1.5	照 査			1.0	1.5	3.0	3.0		報 告 書 作 成			1.0	2.0	2.5	0.5	2.0	合 計		1.0	8.0	18.5	26.0	20.5	22.5	<p>12-2 電線共同溝（C・C・Box）詳細設計</p> <p>12-2-1 標準歩掛</p> <p>本歩掛は、予備設計成果に基づいて工事に必要な詳細構造の設計を行う詳細設計で、設計延長が0.7km超～1.0km以下、設計地域が市街地（D I D地区）の場合を標準歩掛とする。設計延長等条件が異なる場合は、割増率等により標準歩掛を補正するものとする。</p> <p>なお、適用範囲は4km以下とする。</p> <p>(1) 全体設計</p> <p style="text-align: right;">(1箇所当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">職 種</th> <th colspan="6">直 接 人 件 費</th> </tr> <tr> <th>技師長</th> <th>主任技師</th> <th>技師(A)</th> <th>技師(B)</th> <th>技師(C)</th> <th>技術員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設 計 計 画</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">全 体 設 計</td> <td>現 地 踏 査</td> <td></td> <td>0.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計条件の整理検討</td> <td></td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.5</td> <td>0.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>平面・縦断線形設計</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>2.0</td> <td>3.0</td> <td>3.0</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>数 量 計 算</td> <td></td> <td></td> <td>1.5</td> <td>3.0</td> <td>3.5</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>管 路 部 設 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1.5</td> <td>2.5</td> <td>2.5</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>特 殊 部 設 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2.5</td> <td>2.5</td> <td>2.5</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>地 上 機 器 部 設 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>施 工 計 画</td> <td></td> <td></td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.5</td> <td>0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関 係 機 関 と の 協 議 用 資 料 作 成</td> <td></td> <td></td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>照 査</td> <td></td> <td></td> <td>1.0</td> <td>1.5</td> <td>3.0</td> <td>3.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報 告 書 作 成</td> <td></td> <td></td> <td>1.0</td> <td>2.0</td> <td>2.5</td> <td>0.5</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>8.0</td> <td>18.5</td> <td>26.0</td> <td>20.5</td> <td>22.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 本歩掛の適用範囲は原形復旧までとする。歩道等の景観を考慮した設計を行う場合は別途計上する。 2. 応力計算を必要としない掘削深さ 2.0m程度の仮設構造物設計は施工計画に含むものとする。 3. 応力計算を伴う管路部、特殊部、地上機器部、仮設構造物の各設計を行う場合は、(2)各設計を必要により計上するものとする。 4. 予備設計成果がない場合は標準歩掛の補正により補正し積算するものとする。 5. 河川横断、橋梁添架が伴う設計は、その箇所毎に別途計上する。 6. 設計場所の異なる場所を同時に設計する場合には、各々の場所毎に上記標準歩掛を適用し補正するものとする。 7. 設計延長とは、電線共同溝の実延長をいい、両側歩道に設置する場合には、道路延長×2のように計上する。 8. 電子計算機使用料は、直接経費として直接人件費の2%を計上する。 9. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。</p>	区 分	職 種	直 接 人 件 費						技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	設 計 計 画		1.0	1.0	1.0	1.0	0.5		全 体 設 計	現 地 踏 査		0.5	1.5	1.0	0.5		設計条件の整理検討		1.5	1.0	1.5	0.5	1.0	平面・縦断線形設計		1.0	2.0	3.0	3.0	3.5	数 量 計 算			1.5	3.0	3.5	5.0	管 路 部 設 計				1.5	2.5	2.5	3.5	特 殊 部 設 計				2.5	2.5	2.5	4.5	地 上 機 器 部 設 計				2.0	2.0	2.0	1.5	施 工 計 画			1.0	1.0	1.5	0.5		関 係 機 関 と の 協 議 用 資 料 作 成			1.0	1.0	2.5	1.5	1.5	照 査			1.0	1.5	3.0	3.0		報 告 書 作 成			1.0	2.0	2.5	0.5	2.0	合 計		1.0	8.0	18.5	26.0	20.5	22.5	
区 分			職 種	直 接 人 件 費																																																																																																																																																																																																																																				
	技師長	主任技師		技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員																																																																																																																																																																																																																																	
設 計 計 画		1.0	1.0	1.0	1.0	0.5																																																																																																																																																																																																																																		
全 体 設 計	現 地 踏 査		0.5	1.5	1.0	0.5																																																																																																																																																																																																																																		
	設計条件の整理検討		1.5	1.0	1.5	0.5	1.0																																																																																																																																																																																																																																	
	平面・縦断線形設計		1.0	2.0	3.0	3.0	3.5																																																																																																																																																																																																																																	
	数 量 計 算			1.5	3.0	3.5	5.0																																																																																																																																																																																																																																	
管 路 部 設 計				1.5	2.5	2.5	3.5																																																																																																																																																																																																																																	
特 殊 部 設 計				2.5	2.5	2.5	4.5																																																																																																																																																																																																																																	
地 上 機 器 部 設 計				2.0	2.0	2.0	1.5																																																																																																																																																																																																																																	
施 工 計 画			1.0	1.0	1.5	0.5																																																																																																																																																																																																																																		
関 係 機 関 と の 協 議 用 資 料 作 成			1.0	1.0	2.5	1.5	1.5																																																																																																																																																																																																																																	
照 査			1.0	1.5	3.0	3.0																																																																																																																																																																																																																																		
報 告 書 作 成			1.0	2.0	2.5	0.5	2.0																																																																																																																																																																																																																																	
合 計		1.0	8.0	18.5	26.0	20.5	22.5																																																																																																																																																																																																																																	
区 分	職 種	直 接 人 件 費																																																																																																																																																																																																																																						
		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員																																																																																																																																																																																																																																	
設 計 計 画		1.0	1.0	1.0	1.0	0.5																																																																																																																																																																																																																																		
全 体 設 計	現 地 踏 査		0.5	1.5	1.0	0.5																																																																																																																																																																																																																																		
	設計条件の整理検討		1.5	1.0	1.5	0.5	1.0																																																																																																																																																																																																																																	
	平面・縦断線形設計		1.0	2.0	3.0	3.0	3.5																																																																																																																																																																																																																																	
	数 量 計 算			1.5	3.0	3.5	5.0																																																																																																																																																																																																																																	
管 路 部 設 計				1.5	2.5	2.5	3.5																																																																																																																																																																																																																																	
特 殊 部 設 計				2.5	2.5	2.5	4.5																																																																																																																																																																																																																																	
地 上 機 器 部 設 計				2.0	2.0	2.0	1.5																																																																																																																																																																																																																																	
施 工 計 画			1.0	1.0	1.5	0.5																																																																																																																																																																																																																																		
関 係 機 関 と の 協 議 用 資 料 作 成			1.0	1.0	2.5	1.5	1.5																																																																																																																																																																																																																																	
照 査			1.0	1.5	3.0	3.0																																																																																																																																																																																																																																		
報 告 書 作 成			1.0	2.0	2.5	0.5	2.0																																																																																																																																																																																																																																	
合 計		1.0	8.0	18.5	26.0	20.5	22.5																																																																																																																																																																																																																																	

(R7)

改 正	現 行	備 考
<p>第 1 章 調査, 計画標準歩掛</p> <p>第 2 節 洪水痕跡調査業務</p> <p>2-3 業務費構成費目の内容</p> <p>(2) 間接調査費</p> <p>間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接調査費で積算された以外の費用及び図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。</p> <p>また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。</p> <p>なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。</p>	<p>第 1 章 調査, 計画標準歩掛</p> <p>第 2 節 洪水痕跡調査業務</p> <p>2-3 業務費構成費目の内容</p> <p>(2) 間接調査費</p> <p>間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接調査費で積算された以外の費用及び図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（追加）である。</p> <p>（追加）</p> <p>なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。</p>	

第4節 道路施設点検業務

4-2 橋梁定期点検業務等積算基準

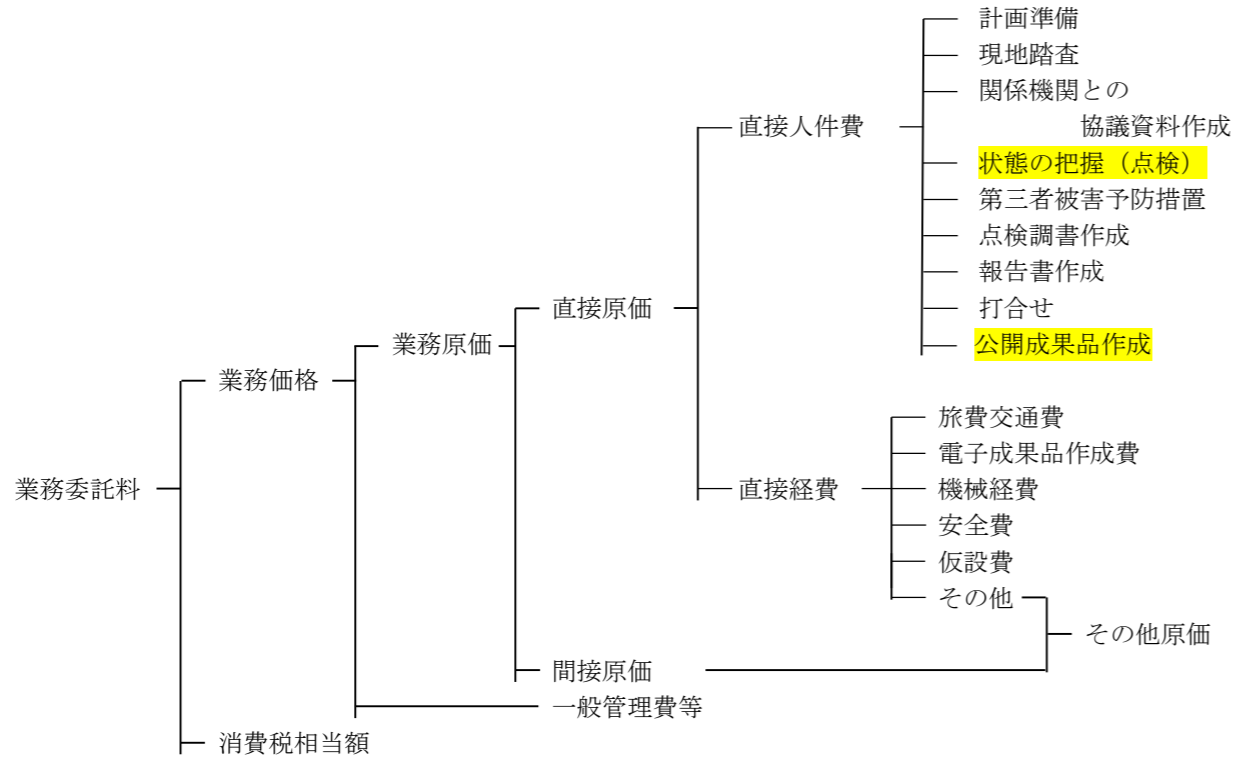
4-2-1 適用範囲

この積算基準は、「橋梁定期点検要領（令和6年3月）国土交通省道路局国道・技術課」（以下、「定期点検要領」という）および「橋梁における第三者被害予防措置要領（案）（平成28年12月）国土交通省道路局国道・防災課」（以下、「第三者要領」という）に基づき実施する橋梁定期点検業務に適用する。

なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。

4-2-2 業務委託料

1. 業務委託料の構成



2. 業務委託料構成費目の内容

(1) 直接原価

1) 直接人件費

直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。

2) 直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費とする。

直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。

- ① 旅費交通費
- ② 電子成果品作成費
- ③ 機械経費
- ④ 安全費

安全費は、業務における安全対策に要する費用である。

⑤ 仮設費

仮設費は、補修や塗装塗替え等の足場を点検用足場として兼用できるよう、工事と点検の計画を調整する事が望ましいが、点検用足場が単独に必要な場合は、別途、費用を計上するものとする。また、枠組足場等を設置する場合も適切に計上する。

3) 直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

第4節 道路施設点検業務

4-2 橋梁定期点検業務等積算基準

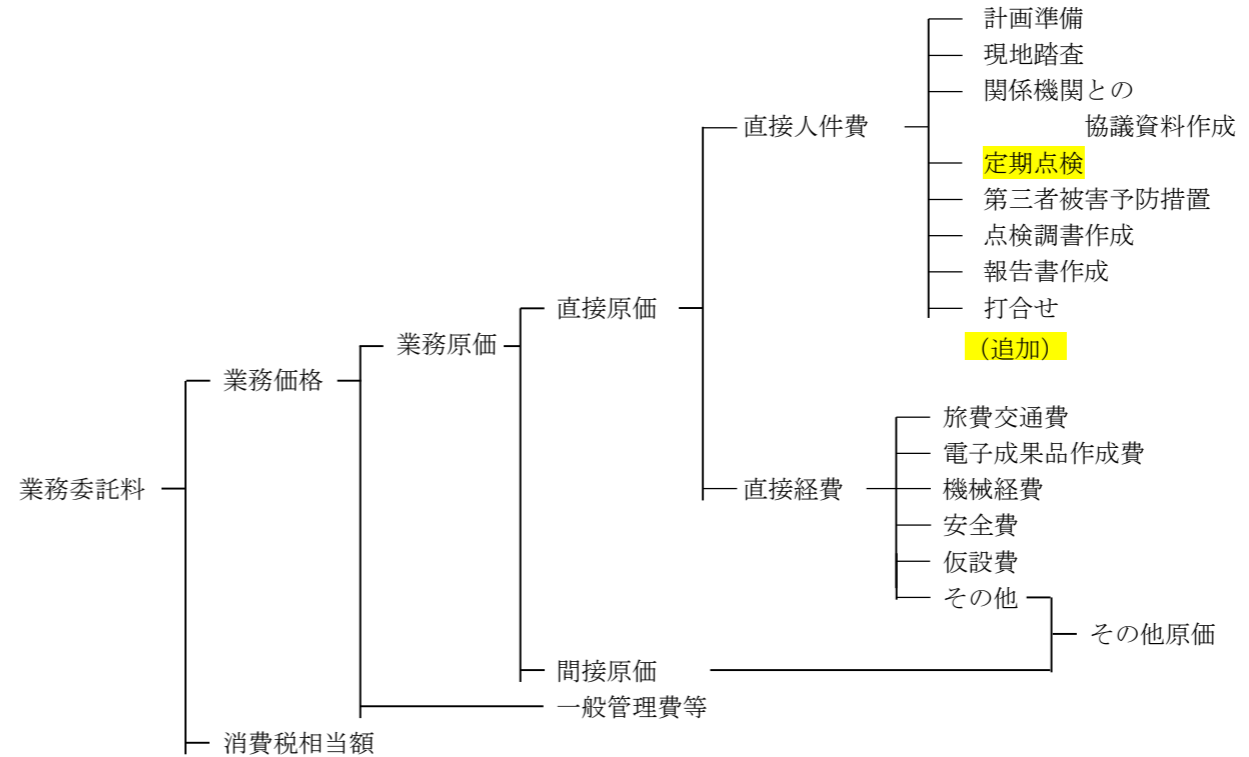
4-2-1 適用範囲

この積算基準は、「橋梁定期点検要領（平成31年3月）国土交通省道路局国道・技術課」（以下、「定期点検要領」という）および「橋梁における第三者被害予防措置要領（案）（平成28年12月）国土交通省道路局国道・防災課」（以下、「第三者要領」という）に基づき実施する橋梁定期点検業務に適用する。

なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。

4-2-2 業務委託料

1. 業務委託料の構成



2. 業務委託料構成費目の内容

イ. 直接原価

(イ) 直接人件費

直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。

(ロ) 直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費とする。

直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。

- a 旅費交通費
- b 電子成果品作成費
- c 機械経費
- d 安全費

安全費は、業務における安全対策に要する費用である。

e 仮設費

仮設費は、補修や塗装塗替え等の足場を点検用足場として兼用できるよう、工事と点検の計画を調整する事が望ましいが、点検用足場が単独に必要な場合は、別途、費用を計上するものとする。また、枠組足場等を設置する場合も適切に計上する。

(ハ) 直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

(2) 間接原価

間接原価は「土木設計業務等積算基準」による。

※その他原価は直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。

(3) 一般管理費等

一般管理費等は「土木設計業務等積算基準」による。

4-2-4 業務内容

(6) 点検調書作成

1) 状態の把握（点検）

点検結果をもとに、「定期点検要領」付録-1 定期点検結果の記入要領（定期点検記録様式（その1）～（その7））及びデータ記録様式（その3-1）～（その3-4））に基づき点検調書を作成する。この際の損傷程度の評価は、「定期点検要領」付録-3 損傷程度の評価要領による。

2) 第三者被害予防措置

点検結果をもとに、「定期点検要領」付録-1 定期点検結果の記入要領（データ記録様式（その3-1）～（その3-4））に基づき点検調書を作成する。この際の損傷程度の評価は、「第三者要領」付録-III 措置記録記入要領による。

(9) 公開成果品作成

設計成果品を公開用資料とする必要がある場合に、マスキング作業等により公開用成果品を作成する。

ロ. 間接原価

間接原価は「土木設計業務等積算基準」による。

※その他原価は直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。

ハ. 一般管理費等

一般管理費等は「土木設計業務等積算基準」による。

4-2-4 業務内容

(6) 点検調書作成

1) 状態の把握（点検）

点検結果をもとに、「定期点検要領」付録-3 定期点検結果の記入要領（定期点検記録様式（その1）～（その5））及びデータ記録様式（その9）～（その13））に基づき点検調書を作成する。この際の損傷程度の評価は、「定期点検要領」付録-2 損傷程度の評価要領による。

2) 第三者被害予防措置

点検結果をもとに、「定期点検要領」付録-3 定期点検結果の記入要領（データ記録様式（その9）～（その12））に基づき点検調書を作成する。この際の損傷程度の評価は、「第三者要領」付録-III 措置記録記入要領による。

(追加)

4-2-8 安全費の積算

安全費とは、当該点検業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に橋梁点検に当たり常に適切な保安施設、交通誘導警備員を配置し、現場の安全確保に努める費用のことをいう。

(a) 保安施設

「道路工事保安施設設置基準(案)」によるものとし、橋梁点検区間、交通量、交通状況、その他現地状況等を勘案した保安施設の費用とする。

(b) 交通誘導警備員

点検調査等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、交通誘導警備員の費用とする。

(1) 交通誘導警備員等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。

$$(\text{安全費}) = (\text{点検業務全体の直接人件費}) \times (\text{安全費率})$$

安全費率は表-1を標準とする。

表-1 安全費率

地 域 場 所	地 域			
	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	そ の 他
主として現道上	17.0%	15.5%	12.5%	13.5%

- (注) 1. 地域が複数となる場合は、地域毎の区間(距離:橋長)を重量とし、加重平均により率を小数第1位(小数第2位を四捨五入)まで算出する。
 2. 地域区分については、第1章 第1節 測量業務積算基準 1-4-2 変化率の積算 2. 地域・地形区分を参考とする。
 3. 点検箇所が複数の場合で安全対策上必要となる経費の有無が混在する場合でも適用できる。

(2) (1)によりがたい場合は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。

4-2-8 安全費の積算

安全費とは、当該点検業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に橋梁点検に当たり常に適切な保安施設、交通誘導員を配置し、現場の安全確保に努める費用のことをいう。

(a) 保安施設

「道路工事保安施設設置基準(案)」によるものとし、橋梁点検区間、交通量、交通状況、その他現地状況等を勘案した保安施設の費用とする。

(b) 交通誘導員

点検調査等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、交通誘導員の費用とする。

(1) 交通誘導員等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。

$$(\text{安全費}) = (\text{点検業務全体の直接人件費}) \times (\text{安全費率})$$

安全費率は表-1を標準とする。

表-1 安全費率

地 域 場 所	地 域			
	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	そ の 他
主として現道上	17.0%	15.5%	12.5%	13.5%

- (注) 1. 地域が複数となる場合は、地域毎の区間(距離:追加)を重量とし、加重平均により率を小数第1位(小数第2位を四捨五入)まで算出する。
 2. 地域区分については、第1章 第1節 測量業務積算基準 1-4-2 変化率の積算 2. 地域・地形区分を参考とする。
 3. 点検箇所が複数の場合で安全対策上必要となる経費の有無が混在する場合でも適用できる。

(2) (1)によりがたい場合は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。

(7) 報告書作成

(1日当たり)

区 分 \ 職 種	直 接 人 件 費				
	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
報 告 書 作 成	0.5	0.5	1.3	1.1	1.3

(注) 作成日数は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。

報告書作成日数Dは、以下の算定式により算出する。

$$D = 0.0001 \times N^2 + 0.057 \times N + 2.1$$

N : 実橋梁数(橋)

(9) 公開成果品作成

公開成果品作成は「設計業務等標準積算基準書」による。

4-2-7 機械経費

橋梁定期点検において、リフト車・橋梁点検車等を要する場合は、機械運転経費を計上する。

リフト車・橋梁点検車 運転 (1日当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
運転手	一般(又は特殊)	人	1	(注) 1. による
燃料費		L		運転1h燃料消費量×T T: 運転日当り運転時間
機械損料又は賃料		h	T	運転1h当り換算値(建設機械等損料算定表(13)欄損料)又は賃料
諸雑費		式	1	端数処理: 有効数字4桁のまるめ
計				

- (注) 1. 運転手の職種については、リフト車規格「作業床高10m以上」及び橋梁点検車等のうち「高所作業10m以上」等の技能講習資格が必要な場合は特殊運転手、特別教育で良い場合(橋梁点検車【歩廊式】は、ゴンドラの特別教育でよいものがある)は一般運転手を計上する。なお、ゴンドラ又は歩廊で操作を行う点検員にも同様の資格が必要であるが、点検歩掛において単価、職種の変更はしない。
2. 機械損料又は賃料は、機械の持ち込み、無償貸与又はリース等に応じて損料又は賃料を計上する。
3. 作業時間の制約を受ける場合は、移動時間(Dm)を除く運転日数について8h/作業時間の割り増しを行う。

(7) 報告書作成

(1日当たり)

区 分 \ 職 種	直 接 人 件 費				
	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
報 告 書 作 成	0.5	0.5	1.0	1.0	1.5

(注) 作成日数は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。

報告書作成日数Dは、以下の算定式により算出する。

$$D = 0.0001 \times N^2 + 0.057 \times N + 2.1$$

N : 実橋梁数(橋)

(追加)

4-2-7 機械経費

橋梁定期点検において、リフト車・橋梁点検車等を要する場合は、機械運転経費を計上する。

リフト車・橋梁点検車 運転 (1日当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
運転手	一般(又は特殊)	人	1	(注) 1. による
燃料費		L		運転1h燃料消費量×T T: 運転日当り運転時間
機械損料(追加)		h	T	運転1h当り換算値(建設機械等損料算定表(13)欄損料)(追加)
諸雑費		式	1	端数処理: 有効数字4桁のまるめ
計				

- (注) 1. 運転手の職種については、リフト車規格「作業床高10m以上」及び橋梁点検車等のうち「高所作業10m以上」等の技能講習資格が必要な場合は特殊運転手、特別教育で良い場合(橋梁点検車【歩廊式】は、ゴンドラの特別教育でよいものがある)は一般運転手を計上する。なお、ゴンドラ又は歩廊で操作を行う点検員にも同様の資格が必要であるが、点検歩掛において単価、職種の変更はしない。
2. 機械損料(追加)は、機械の持ち込み、無償貸与又はリース等に応じて損料又は賃料を計上する。
3. 作業時間の制約を受ける場合は、移動時間(Dm)を除く運転日数について8h/作業時間の割り増しを行う。

4-2-8 安全費の積算

安全費とは、当該点検業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に橋梁点検に当たり常に適切な保安施設、**交通誘導警備員**を配置し、現場の安全確保に努める費用のことをいう。

(a) 保安施設

「道路工事保安施設設置基準(案)」によるものとし、橋梁点検区間、交通量、交通状況、その他現地状況等を勘案した保安施設の費用とする。

(b) **交通誘導警備員**

点検調査等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、交通誘導警備員の費用とする。

(1) **交通誘導警備員**等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。

$$(\text{安全費}) = (\text{点検業務全体の直接人件費}) \times (\text{安全費率})$$

安全費率は表-1を標準とする。

表-1 安全費率

地 域 場 所	地 域			
	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	そ の 他
主として現道上	17.0%	15.5%	12.5%	13.5%

- (注) 1. 地域が複数となる場合は、地域毎の区間(距離:**橋長**)を重量とし、加重平均により率を小数第1位(小数第2位を四捨五入)まで算出する。
 2. 地域区分については、第1章 第1節 測量業務積算基準 1-4-2 変化率の積算 2. 地域・地形区分を参考とする。
 3. 点検箇所が複数の場合で安全対策上必要となる経費の有無が混在する場合でも適用できる。

(2) (1)によりがたい場合は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。

4-2-8 安全費の積算

安全費とは、当該点検業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に橋梁点検に当たり常に適切な保安施設、**交通誘導員**を配置し、現場の安全確保に努める費用のことをいう。

(a) 保安施設

「道路工事保安施設設置基準(案)」によるものとし、橋梁点検区間、交通量、交通状況、その他現地状況等を勘案した保安施設の費用とする。

(b) **交通誘導員**

点検調査等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、交通誘導員の費用とする。

(1) **交通誘導員**等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。

$$(\text{安全費}) = (\text{点検業務全体の直接人件費}) \times (\text{安全費率})$$

安全費率は表-1を標準とする。

表-1 安全費率

地 域 場 所	地 域			
	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	そ の 他
主として現道上	17.0%	15.5%	12.5%	13.5%

- (注) 1. 地域が複数となる場合は、地域毎の区間(距離:**追加**)を重量とし、加重平均により率を小数第1位(小数第2位を四捨五入)まで算出する。
 2. 地域区分については、第1章 第1節 測量業務積算基準 1-4-2 変化率の積算 2. 地域・地形区分を参考とする。
 3. 点検箇所が複数の場合で安全対策上必要となる経費の有無が混在する場合でも適用できる。

(2) (1)によりがたい場合は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。

第5節 水文観測業務

5-1 水文観測所保守点検業務積算基準（案）

5-1-3 価格構成費目の内容

(2) 間接調査費

間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。

なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。

5-2 流量観測業務積算基準（案）

5-2-3 価格構成費目の内容

(2) 間接調査費

間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。

なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。

5-3 水位流量曲線作成業務積算基準（案）

5-3-3 価格構成費目の内容

(2) 間接調査費

間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。

なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。

5-4 水文資料整理業務積算基準（案）

5-4-3 価格構成費目の内容

(2) 間接調査費

間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。

なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。

第5節 水文観測業務

5-1 水文観測所保守点検業務積算基準（案）

5-1-3 価格構成費目の内容

(2) 間接調査費

間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（追加）である。

（追加）

なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。

5-2 流量観測業務積算基準（案）

5-2-3 価格構成費目の内容

(2) 間接調査費

間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（追加）である。

（追加）

なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。

5-3 水位流量曲線作成業務積算基準（案）

5-3-3 価格構成費目の内容

(2) 間接調査費

間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（追加）である。

（追加）

なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。

5-4 水文資料整理業務積算基準（案）

5-4-3 価格構成費目の内容

(2) 間接調査費

間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（追加）である。

（追加）

なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。